



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の休止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 2
- ふ化業者の登録（畜産課）…………… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 3
- 事業の認定（用地課）…………… 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・8件（南部土木事務所）…………… 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課）…………… 7

正 誤

- 平成28年 1月22日付け公報定期第4413号中訂正…………… 7

告 示

沖縄県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 8月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
名護カムカム歯科医院	名護市字伊差川 7 番地	平成28年 4 月 1 日
よしかわ整形クリニック	糸満市字真栄里2031番地の 4	平成28年 5 月 1 日
医療法人右納の会ちねん歯科医院	うるま市字大田867番地10	平成28年 6 月 1 日
医療法人志尚会ライフデンタルクリニック浦添	浦添市宮城三丁目 7 番 5 号103号	平成28年 6 月 1 日
訪問看護ステーションあいな一す沖縄	豊見城市字豊見城15番地 1 カーサグレイシアゆたか201号	平成28年 6 月 1 日
医療法人アマカ会あだん歯科クリニック	宮古島市平良字久貝654番地36	平成28年 6 月 1 日
訪問看護ステーションはっぴー	南風原町字照屋299番地 1 桃テラス102号室	平成28年 7 月 1 日
サンデンタルクリニック	宮古島市平良字西里524番地 2	平成28年 7 月 1 日

沖縄県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 8月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人社団幸悠会もとぶ歯科医院	本部町字大浜858番地 8	医療法人社団幸悠会本部歯科医院	医療法人社団幸悠会もとぶ歯科医院	平成28年 7月 1 日

沖縄県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成28年 8月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
訪問看護ステーションリカバリー琉球	沖縄市上地三丁目18番11号	平成28年 5月 1 日

沖縄県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年 8月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
よしかわ整形クリニック	糸満市字真栄里203番地の 4	平成28年 4月30日
耳鼻咽喉科やえせクリニック	八重瀬町字伊覇304番地	平成28年 5月 1 日
あだん歯科クリニック	宮古島市平良字久貝654番地36	平成28年 5月31日
医療法人志尚会ライフデンタルクリニック浦添	浦添市宮城三丁目 4 番13号友一産業ビル102号	平成28年 6月 1 日
オリーブ薬局西里店	宮古島市平良字西里143番地 1 F	平成28年 6月30日

沖縄県告示第436号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成28年 8月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 登録番号 沖縄28-1号
- 2 登録年月日 平成28年 8月 9 日
- 3 登録業者の名称及び住所 農事組合法人全沖ブロイラー生産組合 名護市字田井等1142番地 4
- 4 ふ化場の名称及び所在地 農事組合法人全沖ブロイラー生産組合久志孵卵場 名護市字久志1381番地 1

沖縄県告示第437号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成28年8月19日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成28年9月21日から同年10月23日まで
- 4 観覧料の額
企画展「日本民藝館80周年 沖縄の工芸展 柳宗悦と昭和10年代の沖縄」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体の観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第438号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年8月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 沖縄市
- 2 事業の種類 （仮称）宮里中学校区児童館整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県沖縄市東二丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
（仮称）宮里中学校区児童館整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である沖縄市が事業主体となって、起業地内に、児童館を建設する事業であるところ、同施設は法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
沖縄市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
ア 事業の施行により得られる公共の利益について
児童館は、子どもに健全な遊びを与え、心身の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域に

における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とした施設である。

沖縄市では、第4次沖縄市総合計画において、子どもの居場所づくりの推進を施策として掲げ、その実現のために児童館の計画的な整備に取り組むこととしている。また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき策定した沖縄市子ども・子育て支援事業計画では、児童館を子どもの居場所づくりの拠点として位置付け、児童館の整備を進めるために策定した沖縄市児童館整備計画において、1中学校区に1箇所の児童館を整備することとしている。

起業地の存する宮里中学校区においては、市内で最も児童数の多い中学校区となっているが、児童館が設置されておらず、新たに児童館の整備を進める中学校区として最も優先度が高い中学校区となっている。

このような状況に対応するため、本事業は計画されたものであり、本事業の施行により、子どもの居場所が確保されるとともに、健全な遊びを通して自主性や創造性を養うことで、子どもの健全な育成に寄与するものである。また、子育てに関する相談の場や機会の提供により、地域における子育て支援の充実に資するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、小学校及び中学校並びに公園等の位置を考慮して、若夏公園周辺を中心に、本事業に必要な面積が確保できること、支障物件の有無、経済性等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本事業は、第4次沖縄市総合計画、沖縄市子ども・子育て支援事業計画及び沖縄市児童館整備計画に基づいた事業である。また、起業地の存する宮里中学校区には児童館が整備されておらず、地域の住民からも児童館建設についての強い要望があることから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 沖縄市こどものまち推進部こども家庭課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成28年8月19日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月31日 沖縄県指令南土第826号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根中原339番2及び339番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安287番地2 松村純、豊見城市字座安287番地2 松村英理
- 5 検査済証番号 平成28年6月15日 N第677号
- 6 工事完了年月日 平成28年5月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月19日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月4日 沖縄県指令南土第1225号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄109番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市宮城一丁目21番14号ー102号コーポコスモス 谷島操
- 5 検査済証番号 平成28年6月17日 N第678号
- 6 工事完了年月日 平成28年6月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月19日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月12日 沖縄県指令南土第1198号、平成27年11月6日 沖縄県指令南土第1109号（変更）、平成28年6月6日 沖縄県指令南土第652号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川新上原197番10ほか14筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川197番地2 花城キヨ、南風原町字新川176番地 花城清朝
- 5 検査済証番号 平成28年6月17日 N第679号
- 6 工事完了年月日 平成28年6月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月19日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月28日 沖縄県指令南土第1315号、平成28年6月2日 沖縄県指令南土第640号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川神ノ奥原366番4、368番1及び368番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真373番地シティーテラスあかみね303 又吉栄作
- 5 検査済証番号 平成28年6月21日 N第680号
- 6 工事完了年月日 平成28年5月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8月19日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月 5日 沖縄県指令南土第1108号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄131番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次105番地コーポ高良103号 金城年宏
- 5 検査済証番号 平成28年 6月22日 N第681号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8月19日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 5月13日 沖縄県指令土第563号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平679番 1、679番 3 及び744番 6 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字喜屋武375番 1 株式会社東上勝連 代表取締役 大城文男
- 5 検査済証番号 平成28年 7月 1日 N第682号
- 6 工事完了年月日 平成28年 5月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8月19日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 7月16日 沖縄県指令南土第789号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平812番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平635番地 1 あらかきアパート 2 - A 新垣輝、八重瀬町字東風平635番地 1 あらかきアパート 2 - A 新垣須美子
- 5 検査済証番号 平成28年 7月 1日 N第683号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 8月19日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年10月13日 沖縄県指令南土第1042号、平成28年 2月29日 沖縄県指令南土第189号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄東原109番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字友寄105番地 鈴木玲央奈、八重瀬町字友寄105番地 鈴木優子
- 5 検査済証番号 平成28年 7月 4日 N第684号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6月23日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 8月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札を決定した日 平成28年 7月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社創和ビジネス・マシズ 那覇市泉崎2丁目23番2号
- 5 落札金額 313,158,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年 6月10日

正 誤

平成28年 1月22日付け公報定期第4413号掲載の「民有保安林の指定の解除の予定（沖縄県告示第26号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から 4	2260番 1 から2260番 3 まで・2260番 5 ・2260番 6 （以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）	2260番24から2260番27まで、2260番32から2260番36まで

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14